

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成24年12月13日(木) 午後3時から午後5時まで  
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

### 参加者等

司会者 田 村 眞 (さいたま地方裁判所第1刑事部部総括判事)

裁判官 松 岡 幹 生 (さいたま地方裁判所第1刑事部判事)

検察官 鶴 田 洋 佐 (さいたま地方検察庁公判部検察官)

弁護士 瀬 戸 一 哉 (埼玉弁護士会所属)

裁判員経験者1番 60代 女性 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 50代 男性 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 70代 男性 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 60代 男性 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 50代 男性 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 50代 男性 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 20代 男性 (以下「7番」と略記)

### 議事要旨

別紙のとおり

## 司会者

私は、本日の司会進行役を務めます田村でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。最初に、私から簡単に自己紹介をさせていただきます。私は、現在第一刑事部の裁判長を務めております。平成20年8月にさいたまに参りまして、もう4年半近くさいたまに勤務しているということになります。先ほどここに来る前に数えてみたんですが、私がさいたまに来てからといいましょうか、裁判員制度が始まってから、これまでに担当した事件の件数は43件になりました。どういうわけか、長期日程の事件が多くて、20日を超える、裁判員の皆さんの職務従事期間、これは選任された日から判決の日までで数えるんですが、その期間が20日を超える事件を何と6件も担当していることになりました。最長の事件は57日間です。私、さいたまで、なぜかしら初めてという事件が多くて、さいたま地裁の最初の事件、平成21年8月に行われたんですが、私が担当させていただきました。最初の長期日程、これは平成23年1月から2月にかけて行われた熊谷の危険運転致死傷幫助事件、酩酊状態で車を運転して6人の方が死傷する事故が起こり、同乗者が幫助に問われたという裁判員裁判がありまして、さいたまで最初の長期日程事件だったんですが、私が担当させていただきました。それでは、続いて松岡さんに自己紹介をお願いします。

## 松岡裁判官

裁判官の松岡でございます。よろしくお願いいいたします。私は、平成24年4月からこちらのさいたまに参りまして、裁判員裁判を担当させていただくことになっております。今までで約10件余りの裁判員裁判に立ち会っておりますけれども、そのうちの2件が長期日程の審理となっております。抗争事件の関係なんですけれども、そのようなことで、なかなか長期日程というのは非常に裁判官にとってもハードだったんですけれども、裁判員の方にとってどのぐらいハードなものなのか、あるいはどんな課題や検討点があるのかということをお聞かせいただければと思います。楽しみにしておりますので、よろしくお願いいいたします。

司会者

瀬戸弁護士，自己紹介をどうぞ。

瀬戸弁護士

弁護士の瀬戸と申します。弁護士として3年目なので、まだ件数は多くはないんですけども、刑事事件は比較的多目にやっているんですが、裁判員対象事件はめぐり合わせの関係もありまして、まだ1件だけで、自白の事件でしたので、私は裁判員に関しては長期のものはありません。ただ、裁判員の対象以外の件では長期の日程のものもありまして、それが裁判員の事件になったときについて、どのような御負担になっているかとか、そういったことをお聞かせいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司会者

鶴田検事，どうぞ。

鶴田検察官

さいたま地検の鶴田でございます。私は、去年の4月からさいたま地検に参りまして、主に裁判員裁判を担当しています。今まで担当した裁判で終わった事件は約25件です。裁判員の皆様の貴重な経験に基づく意見を今日お聞かせいただくことを大変待ち望んでいたというか、期待しておりますので、今日はよろしく願いいたします。以上です。

司会者

本日は、否認事件、被告人、弁護側が事実を争っている事件で、しかも日程が長かったものを担当された裁判員の皆さんに来ていただいております。そのような事件の特質を踏まえて、率直な御意見をお聞かせいただければ幸いです。最初に、事件を担当された御感想などからお聞きしたいと思います。仕事や家事の面での御負担、それから有罪、無罪を決めるということについての精神的御負担、その両面について、まず御感想といいたいでしょうか、意見をお聞かせいただきたいと思っております。最初に、1番さん、いかがでしょうか。1番さんは、通貨偽造とその行使

などの事件で、被告人側が主に犯人ではないと、偽造通貨を使ったのは被告人ではないという主張をして争ったという事件でしたね。

1 番

はい。

司会者

1 1 日間に及んだということでございますので、今申し上げました2点の観点からの御負担についての御感想なり御意見をお願いいたします。

1 番

負担がなかったといったら嘘になります。主婦ですので、家事したり、それからいろんなことをしながら出てきたので、それはありますけれど、何か選ばれたということにとてもうれしいと言ったら失礼、変なんですけれど、いい機会をいただいたということで、家族もすごい後押ししてくれたので、こちらに来るということでは、そういう重い気持ちにはなりません。ただ、夕食の支度がちょっと遅くなるから、準備をしたり、そういうちょっといつもと違った仕事の家事の内容にはなっていましたけれど、すごく重いという気持ちにはなりません。それから、被告人というか、その裁判を始めてみて、その被告人という方とか、いろんなことを見まして、その被告人の顔がすごく頭にあって、その負担というのありました。いつも何かちらちら頭に来たり、目をつぶっても、何か見えたりとかという、そういうようなことはありました。それから、判決を決めるに当たっては、この人は実際やったのかやらないのかというようなことで、いろんな証拠とか、いろんなものを見せていただいたので、その決めるに当たっては別に余り感じずにという言い方変ですけど、その何日間か裁判をして、見させていただき、また裁判員のいろんな方と話をすることで決めてきたので、そういう意味では余り感じられずにいたのかなというふうに今思っています。

司会者

ありがとうございました。続いて、2番さん、お願いいたします。2番さんは、

1 番さんと同じ事件を担当されたということによろしいですか。

2 番

はい。

司会者

お願いいたします。

2 番

私は、職場のほうでたまたま裁判員になったときの休暇制度とかというのがちょうど発表になったころでしたもんですから、非常にそういう点では休暇の届、その他についても比較的上司、会社の理解が非常にあったということが一つございました、ただ本当にその11日間ですか、やっぱり一番不安だったのが、最初選ばれるかどうかというのが、要するに選ばれてしまうと、その後拘束された。選ばれなければ、その日終わりという、そこがその届け出をどういうふうにしていいのかというのが、ちょっと悩みのところでもございました。とりあえず選ばれることを前提にして、先に届けを出しておいて、もし選ばれなければ、取り消すというような方法で、その辺は上司とのやりとりがございましたので、理解もあったものですから、よかったということと、それから日程の関係でちょっと私の仕事の関係なんですけども、月末月始が、月半ば仕事しなくてもいいということではないんですけども、たまたま月末月始にかからなかったというのも、時期的な面で非常にありがたかったということにはなりますけども、そういう点では私のほうが比較的日程的な面も含めて負担が少なく済んだかなというふうに思っています。ただ、実際に裁判員になったということは、ある程度周りも休暇をとるということで、部下にも話をしていましたので、ただ周りが逆に気を使い過ぎて、こちらが本当に腫れ物にさわるような形で周りが接してきて、なかなか裁判員になってどうですかみたいなことを多分言いたかったと思うんですけど、なかなか周りが気使って、それを言わない、言えないというのが逆にこちらが負担になっていたというところはございます。それでもほかの裁判員の方からみますと、それほど負担は少なかったかなというふう

には感じております。

司会者

有罪，無罪を決めることについての精神的な御負担についてはいかがですか。

2番

そうですね，有罪，無罪，その裁判の流れを見た上でということで判断しましたので，その辺は比較的裁判長が精神的に和らげてくれておりましたので，その辺はそれほど抵抗なく審理に集中してということで自分自身では意見を言うことができたと思います。

司会者

ありがとうございました。続いて，3番さんにお伺いいたします。3番さんの担当された事件は，暴力団の抗争事件として行われた殺人ということでよろしいですか。暴力団の活動として行われたのかどうかなどが争点になったということですね。

3番

はい。

司会者

23日間に及ぶ事件だったようですけども，お願いいたします。

3番

僕は，初めて裁判というものどういうもんかなと，このあれにかかわる前に思っていましたんですけども，いろいろと公判とか何かを聞いてみまして，そしてその審理とか判決などするにおいて，いかに真実が大切で本当か，きちっとなされているかなということが終わるまでによく思っていましたんで，終わってからも，果たしてあのときの自分のあれした評定などはちゃんとなっているかなということが思い出されたこともありまして，なかなか大変だなと思いました。それで，これを機会に，そういう裁判というものは，こういうものだなという感じを受けました。

司会者

暴力団の抗争事件であったということから，不安を感じるというような点はござ

いましたか。

3番

いや、それはテレビなどで言われていることもあったり、暴力団と言えば、一般社会において、ちょっと外れたような社会をつくって行って、お互いが人格などを損傷するようなこともしたりするので、これはちょっと危ないなということも感じましたけども、それはそれで社会として生きていくんだから、寛容に思うのもいいかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。続いて、4番さんにお伺いたします。4番さんも3番さんと同じ事件を担当されたということによろしいですか。

4番

はい。

司会者

では、お願いいたします。

4番

私も、ちょっと最初から、スタートからの話を少しだけ聞かせていただきます。1回目の通知をいただいて、さらに2回目を通知いただいて、こちらの裁判所で実際に選任されるかどうかということになるわけですけども、3番さんがおっしゃられたことの1つなんですけども、その日になってみないと、その後続くのか、またここで解放されるのか分からないということだったわけです。私がたまたま自営業という立場でございましたので、選任された場合にはこういう状態、選任されなければ、こうなるということの2本立てで段取りして、実質的に解決して、こちらへ来て、偶然にも抽せんに入ったわけなんです。当たったときの感想としましては、実は非常にやってみたいことの一つかなということで、経験上、どういうことをこれからできるかなということだったんですが、たまたま暴力団の関係する事件ということで、裁判員になっているということも事件が解決終わるまで一切だれも話さ

ずにいたわけなんですけど、その辺ちょっとしゃべらない、言葉にできないということは少し重圧になっていたわけなんですけど、実際にはその期間というのは通常、私の生活の中では経験できないような真剣味というんでしょうか、真剣に物事を考え、とらえるということの23日間だったのでしょうか。いい経験させていただいたなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございました。5番さん、お願いいたします。5番さんが担当された事件は、保険金目的の殺人などの事件で実行した犯人、実行犯人との共謀の有無が争点になったということによろしいでしょうか。

5番

はい。

司会者

40日間にわたったということでしたね。では、お願いいたします。

5番

まず、裁判員に登録されましたということ、それから2回目に、去年、一昨年のも12月なんですけども、それで去年の12月に出頭命令で、ことしの1月16日に来なさいということで通知いただきました。その間、幸いにうちの組織の場合は、裁判員に選ばれた場合には特別休暇というふうな制度をきちんと設けておきまして、そういった中の対応というようなことになったんですけども、やはり1月16日に  
出頭命令を受けて、それで午後に来まして、それまでに会社を休まなくちゃ当然いけないんですけど、それ休みはもらえるんですけども、一方で仕事は当然ありますし、中間管理職という位置づけの中で、休みが連続してとらなくてはならないと、この辺のところはかなりやっぱりつらかったです。それで、16日で、17日からもうすぐに始まるということで、会社に行けない状況になります。そんな中で、特に私の勤務している会社というのは、10日とか、あるいは25日の月末というのは物すごく忙しいもんですから、そういった中で不在にしないでほしいという



ふうなところで、やはり組織としては形づけられてはいるものの、やはり実際に勤務している部下たちからしますと、やはり上司がいなかったことによって負担をかけてしまったんだというふうなところはあります。そして、もう一つ、その前に、最初に選ばれたときに、アンケート形式でマルかバツかとか、自営業者ですか、あるいはサラリーマンですか、それで、次に進むというようなところがあります。そのところで、もう断れないんです、サラリーマンの場合は。あなたが休むことによって会社に重大な損害を及ぼしますか、及ぼすはずがないんです。そのところで、もうこれはだめだというところで、会社にこういうようなところに登録されましたというようなことがあります。ですから、その辺のところで、余りにも強く縛り過ぎなところがちょっと私からしますとあるのではないかなと。もう少し懐の深さといえますか、そういったところがあると、もう少し参加しやすい方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。それから、裁判員になってこちらに来るに当たって、まず家族、女房にはこういうことで、女房以外に話はしませんでした。そうすると、子供がいつも、子供たちが朝起きるときには私はいないわけです、会社行ってしまして。19日間、こちらに来たわけですけど、そのときは通勤のときに出る時間よりも1時間半とか2時間ぐらい遅れて出るもんですから、おやじ、何しているんだと、何か悪いことしているんじゃないかとか。ちょっとその辺のところを母親にも、おやじ、何しているんだというのは聞いたみたいですけど、その辺のところは、ちょっと用事があって、近場に行くことがあって行っているんだというふうな話の中で、ちょっと家族的にも、家庭的にもちょっと問題が生じはしないんですけども、ちょっとそういったところがありました。それから、判決のところなんですけども、まず裁判員6人、裁判官3名で、まず私たち素人が判決を出していいのかどうかということについて物すごく抵抗があったんです。それは、一サラリーマンで、20歳前後から55過ぎまで勤務して、今も勤務しておりますけども、持っている資格というのは運転免許証とか、そういったものぐらいしかないわけです。一方で、私たちみたいな本当に素人が裁くことによって、その被告人の今後を

左右する大きな結果につながるわけです。そんなところで、やはりそんなに重いものを一個人が、資格を持っていない個人がそんな大きなことまで判決として出していいものかどうか、それは、今も私も思っております。結果としては全く間違いなかったと思うんですけども、裁判員6人は、意見を述べることができるというような形にして、それで結論は裁判官が出すというほうが、裁判員としましては精神的な負担は少ないんじゃないかなというふうに思います。

司会者

今最後におっしゃった点については、恐らく裁判官からチームとして行う作業、仕事ですというお話があったと思うんですけども、決して裁判員お一人お一人が背負い込むものではないと。裁判員6人、裁判官3人、9人でチームとなって一つの裁判という作業をしていくんですという話をしたと思うんですが、そういうふうな話を聞いても、精神的負担というのはなかなか和らがないと。

5番

そうですね、やはりそこはわかるんですけども、やっぱり資格というところで結論を出していいか、その1点に尽きると、私はそう思っていたんです、今もそうなんですけども。日本で一番難しい試験通ってずっとやっていたらっしゃる方々と一緒に同レベルで本当にやっていいのかというところは間違いなく当時はありました、今もそうなんですけども。

司会者

ありがとうございました。6番さん、お願いいたします。6番さんは、先ほどお話を聞いた3番さん、4番さんとはまた別な事件なんですけれども、同じく暴力団の抗争事件として行われた殺人事件で、被告人が手助けをしたとされている事件ということでよろしいですか。幫助の成否が争点になったということで、57日間という非常に長期の事件でしたね。お願いいたします。

6番

私も見てのとおりごく普通の一般サラリーマンでございます。その他特別休暇と

いうありがたい制度を設けていただいている会社に勤務させてもらっておりますもんで、長期間にわたる裁判も会社及び上司、皆様方の御協力により全うすることができました。これもひとえに会社及び家族の協力なくしてはできませんでしたので、非常にありがたいことだと感謝申し上げます。この裁判員に当たったときには非常に光栄に思い、最後まで真剣にその職務、職務とまでは言いませんが、全うしようと思っておりました。精神的な負担は若干ございましたが、最後までやり抜くことができ、それはとても感謝申し上げます。

司会者

有罪、無罪を決めることについての精神的御負担という点ではいかがだったんでしょうか。

6番

今5番さんのほうからもおっしゃっていたとおり、何年、何十年と法律、裁判に携わられる方がいるのに、一般市民がそういった裁判をしていいのかと思いましたが、裁判長から一つのチームなんだからとおっしゃっていただいた。それでもう本当に心の負担が軽くなりました。みんなで結果を出すんだということをおっしゃっていただいたときに、本当にありがたいなと思いました。負担は軽くないと言えば嘘になりますが、何とかやり遂げたかなと思っております。

司会者

暴力団事件であることについて不安を感じる点はございましたか。

6番

直接暴力団が関与して、実行していない、いわゆる幫助という聞きなれない言葉なんですけど、その辺のことに関しての判決を出すのには非常に考えさせられました。

司会者

暴力団の事件だから、特に不安を感じるということはなかったという理解でよろしいですか。

6 番

そうですね、大丈夫でした、はい。

司会者

ありがとうございます。7番さん、お願いいたします。7番さんも暴力団の抗争事件として行われた殺人の幫助をしたとされている事件になりますが、6番さんの事件と別の事件ですね。7番さんの事件は、33日間に及んだということによろしいですか。では、お願いいたします。

7 番

まず最初は、選ばれたときなんですけども、僕の会社は特別休暇で裁判員制度というのがあったので、その話を事前に来る前にはしたので、何とか普通にとれるような形ではあったんですけども、僕が裁判員になるかどうかというのはたしか週末に決まりました。結局その次の1週間、月曜日からということだったので、基本会社は土、日休みでだれもいないですし、仕事の引き継ぎという部分もできないですし、やっぱり土曜日、日曜日で自分の持っているお客さんですとかに連絡をしてというのをその2日間だけでやらなくちゃいけなかったのが、結構大変でした。やっぱり裁判の始まる前に1週間ぐらいあけてもらえれば、仕事をちゃんと引き継げたり、はけさせたりできたのかな。裁判に入ってから、別にそんなに特段に不安ということは余りありませんでした。暴力団といっても、そこまで余り怖いというか、そういうのじゃなくて、そんなに余り普通の人と僕的な感じでは余り変わりのないような人たちでした。ただ傍聴とかに来ている人をあそこまでざあっと来ているのを見たのが初めてだったので、いいものと言ったらあれですけども、いいものを見せてもらったなどいうのもありますし、あそこまでずらっといるのもすごいなという、やっぱり壮観だなと思ひまして。裁判で判決を相談しているときとかというのも、やっぱり僕が本当に一番年が多分下ぐらいだったと思うんですね。その中でちゃんと意見を言えて、本当に周りにもやっぱりそれなりにというか、かなり年上の方ばかりで、それで意見もちゃんと聞いてもらってというか、意見を踏ま

えて話もしてくださったので、ちゃんとした意見交換もできて、いい話し合いをして判決を決められたのかなと思います。

司会者

ありがとうございます。有罪無罪を決めることについては、精神的負担は余りなかったという理解でよろしいですか、今の話ですと。

7番

そうですね、どこが判断材料になるのかというのをやっぱりしっかり説明していただいて、幫助とかというのはやっぱり結構最初聞いたときは全然ほわんとしたような感じだったんですけども、やっていくうちに本当にちゃんと説明してもらったので、やっぱり有罪無罪についての判決を下すというのもそんなに精神的には大丈夫でした。

司会者

ありがとうございます。それでは、次の話題事項に移らせていただきます。あらかじめお手元にお配りしております質問事項の2の(1)と(2)について御意見をお伺いしたいと思います。公判審理の際に何が争点なのか、十分に理解できたかということと、現に目の前で行われている証拠調べが争点との関係でどういう意味を持っているのかがおわかりいただけましたかという、この2つの質問事項でございます。争点というのは、検察官と弁護人の主張が食い違っているところです。今度は2番さんからお願いできますか。

2番

私の場合は、きちっとした資料ができておまして、そういう点では非常にわかりやすい資料を検察の方がつくって、カラー刷りで、それを見て、ある程度こういうことで争ったのかなというところでは理解はできたかと思います。ただ、裁判の過程で、たしか若干ですか、資料の数が検察の方のほうが多くて、弁護のほうが少なかったような気がしますので、それでちょっと判断するのに弁護側のほうがちょっと少ないので、どうしても検察に引っ張られたかなという印象は終わってから若

干ございました。

司会者

検察の資料とおっしゃったのは冒頭陳述ですか。証拠調べの最初に検察官が証拠によって証明しようとしている事実を述べるんですけれども、その冒頭陳述の際に配られた冒頭陳述メモというものだったのでしょうか。

2番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございます。3番さん、お願いいたします。

3番

僕は、検察側の証拠がもう少し多く、多方面にわたって調べて、それを提供していただければもっとよかったかなと思います。

司会者

争点は何なのかということはよくおわかりになりましたか。

3番

はい、わかりました。

司会者

検察官の出してきた証拠が少ないということですか。

3番

少ない、ちょっと。

司会者

わかりました。ありがとうございます。4番さん、お願いいたします。

4番

争点につきましては、当初は、私の場合の事件は、いわゆる組織犯罪、その組織犯罪の組織図、を見たときに、何が何だかわからないというのがもう現実でした。一番最初です。それがわかり始めてきたのが2日目、3日目ぐらいでしょうか。ほ

とんどその名前を見ても、組の名前を見ても、それから誰が実行犯で、だれが指示は、登場人物が非常に多くて、もうほとんどパズルの状態だったんです。それが実際には、もうこんなものを見てもわからんというのが現実、当初だったんですけども、日を追っていくごとに、この図をつくられた方の頭の中の細胞がどうなっているんだろうと、すばらしいというのが実感だったんですけども。非常にわかりやすかったです。その言いたいことをすべてよく理解できたように思います。ただ、その今の、おっしゃっていましたが、ちょっとわからない部分というのが、多分こういうことかなと思うんですけども、検察側から出された資料が非常に細かく、きちんとされていて、整理整頓されているんです。それに対して弁護側が資料が非常に少ない。それは当然だと思うんですが、検察側が出したことに対する反対質問とかなんなりの活動が弁護士さんの仕事だろうと思いますので、資料が少ないのは当然かと思えますけども、そういう中で、ただ私ども、素人の裁判の経験の過去にない者がそれを見たとき、それからこれから作業始めるというときに、余り立派な冒頭陳述メモになるんでしょうか、それを見ていきますと、それがもう、あたかもそれが事実となってしまうという先入観、余りにも立派なものであったために、こういうことが行われて、こうで、組織がこうで、こうなっていたんだということが、もうそこで決定づけられる可能性があるんじゃないかなというふうに、ちょっとそれは感じたのがございます。それに対する弁護側のそのときの争点として、ちょっと弱いかな。それは、多分、どういうことでしょうか、弁護士さんの能力が落ちるとか、欠けるとかということではないと思うんです。検察側の、いわゆる組織力が非常にすばらしいと。非常にその組織力でそういったいろんなことを、事件を詳細に記しているということです。それに対して、資料が本当に貧相に、申しわけないんですけど、貧相に感じてしまうぐらいに違う。そうすると、どうしても力関係って、そこに検察側と弁護側では発生してしまうのかな。例えば冤罪であるとか、いろんな話が出てくるというときに、この組織力とその資料の作成技術、能力の違いもそういうのに影響するということはないだろうかという疑問を時々感じる。

これも裁判員を経験させていただいたおかげで、通常そういったものを感じさせて  
いただいたというふうに思います。ですから、すばらしい検察側の能力を垣間見さ  
せていただいたというのが実感でございます。

司会者

今の4番さんのお話は、結局検察官が非常に力があるのに対して、弁護人の力不  
足が際立つと。本当にそれで公平な裁判が実現できるんだろうかという、そういう  
危惧だと思うんですけども、実際いかがですか。その弁護人のその立証活動が必ず  
しも十分でなかったことによって判断がゆがんでくる恐れというのは感じられまし  
たか、いかがでしょうか。

4番

私自身は、最終的に判断するときには、その弱かったからどうか、強かったか  
らどうというものは直接は影響はしてないつもりです。私自身で、その審理して  
いる日程の中で見て、聞いて、自分で見て判断した内容で結論を出したつもりでお  
ります。

司会者

ありがとうございます。5番さん、お願いいたします。

5番

私のときは、共謀して2人殺してしまったと。実行犯は、もう刑が確定していま  
して、無期懲役になって、被告のほうは一度は自白して、一転否認に転じたという  
事件です。やはり検察の方々がよくここまで資料を集めたなど。何でこんなに細か  
く集めることができたんだろうという印象でした。一方、弁護士の方のほうは、や  
はりポイント突いて、この人は、被告人は無罪なんだという、そのポイントにつ  
いて、やはりかなりよく調べていたなというふうなところで、本当によく反論でき  
ていたなというふうには思うんです。非常に内容についてはわかりやすい裁判であ  
ったというふうな気がします。

司会者



いかがでしょうか。証人尋問などを聞いていて、何のためにそこを聞いているのかよくわからないというようなことはなかったですか。

5番

それは、幾つかそれはありました。何でこんなことまで聞くんだろうというふうなところがありました。その辺のところは、ちょっと私どものわからないとこなのかなというふうなところではありましたけれども。ただその後、評議室に戻っている意見を交わす中で、休憩のときでも裁判長残っておられて、それで話に加わってもらって、実はこれはこうなんだというふうなところで、少なくとも疑問と想ったところについては大方解決できたのかなというふうに思っています。

司会者

本当は裁判官が説明しないとわからないというのはいけないんです。当事者主義ですから、当事者が法廷で裁判員の皆さんに聞いただけでわかるような尋問しなきゃいけないんですけど、必ずしもそうじゃないことあったということになりますかね。ありがとうございます。6番さん、お願いいたします。

6番

先ほども出てきたんですけど、長期裁判ということで、争点として争われることが2点ございまして、それについては検察側の資料、弁護側の資料でも色を使ったり、カラフルなもので大変争点についてはわかりやすくできておりました。理解できました。

司会者

6番さんが担当された事件は、法律的にも難しい争点ですよ。幫助の成否とか、あるいは共謀の成否という難しい争点だったと思うんですけど、おわかりいただけましたか。変な言い方で失礼なんですけど、最初の段階ですつと頭に入っていたんだらうかと、ちょっと心配なところですがいかがでしょうか。

6番

当初は、やっぱりやくざさんが20人ぐらい出演する、出演というか、出てくる

ものでしたので、その辺についてはなかなかどういう関係になっているかという、上下関係、その他、そういうのも図式にさせていただいていたんで、大変そのことについてはわかりやすくできていましたし、争点についても組織的殺人と、それが1点と。もう一点が幫助について、それが2点目ということで、そちらのほうの争点に関しても結構理解することができました。

司会者

ありがとうございます。7番さん、お願いいたします。

7番

争点がやっぱり僕もやくざのやつだったんで、検察官の方の資料というのはすごい見やすくて、かなりわかりやすかったですけども、ただ、やっぱり弁護人の方の持ってきたペーパーというんですか、あれが物すごく見にくくて、本当に普通の会社だったら、下から出されたら、作り直しさせるようなもののレベルだったので、ちょっとあれで出されても……。やっぱりその辺でも結構見やすいものと見にくいもので出されてしまうと、結構、証拠裁判だとは思うんですけど、気持ち的にやっぱりかなり見やすいもののほうが説得力がやっぱり強くなると思いますし、検察官のほうはカラフルで、見やすいというのもありましたし、ただやっぱり弁護側のほうは白黒で見にくくて、文字のみとか、そういうので、本当に見にくいものだったので、はっきり言ってちょっとそこで差がかなり出るのかなというのがあります。

司会者

7番さんの事件も幫助の点が法律的には難しい争点だと思います。しかも、共謀関係の解消という、専門家にとっても難しい争点がありまして、なかなか理解しにくい点があったのかなと思うんです。その辺はいかがでしょうか。

7番

そうですね、解消というのは、こうこうこういうことがあって、こうなった時点で解消になるというのも、いろんな例を裁判官の方に、本当にわかりやすく話をし

てもらって、わかりやすかったです。

司会者

証拠調べのときに、今現に行われている質問、あるいは証拠書類の朗読が争点との関係でどういう意味を持っているのかということについて疑問を感じる、よくわからないというようなことはございませんでしたか。

7番

やっぱり弁護人の方の聞いていることがちょっとよくわかんないことも多少なりともあって、ちょっと何かしゃべり方もかなり自信のないようなしゃべり方だったんで、余り聞いていても意味ないんじゃないかなとか、そういう感じでした、本当に。

司会者

検察官については特にございませんでしたか。

7番

そうですね、聞くときに何かこの辺重要ですよというようなポイントのときは、こっちにちらっと見てくるような、これ聞けと言っているのかなという、ここ重要ですよというようなことで、ちょっとちらちら見ているのかなというのがちょっと感じました。いい意味でずるがしこいかなという、うまいなという感じでした。

司会者

ありがとうございます。1番さん、いかがでしょうか。

1番

私が担当事件というか、あれは、争点が3つあったような気がします。それで、最初は本当何をどういうふうに話をしているのかというのがわからなかったのが事実です。言葉も初めて聞く言葉も多かったし、文字にされていても、何だろうというようなこともすごく多かったんですけど、それがだんだん話をして、皆さんと話をする中で、徐々にわかってきたというのがありました。点が1つの線で結ばれていく、そういう徐々にというのが私はありました。読解力が悪いのか何かわかり

ませんけれど、そういう感じでした。

司会者

そうしますと、証拠調べの最初のうちは、何のためにこの証拠を調べているのか、どうもよくわからないというようなところがあったということなんですか。

1番

漠然とというか、というような感じだったんです。それで、皆さんと話していく中で、あっそうかというような気付きがちょっとワンテンポかツーテンポ遅れてきたようなところもありました。

司会者

それは、1番さん御本人の問題というよりも、やはり当事者の立証の仕方の問題だと思うんですけども。なぜここを今証拠として調べてるのかわからないというところがあったということですね。

1番

そうです、はい。

司会者

ありがとうございます。先ほど4番さんから冒頭陳述、検察官の冒頭陳述のできがすごくいいので、すり込みがされてしまうみたいな、すり込みされて、そのとおりの間違いがないという予断を持ってしまうのではないかという、そういう危険性もあるというお話がございました。恐らく裁判官から、冒頭陳述はあくまでも主張ですと、証拠そのものではありません。主張にすぎないので、検察官の主張どおりの事実が認定できるかどうか、よく証拠調べのときに吟味してくださいというお話をしていると思うんですけども、その点いかがですか。裁判官から、そういう説明があったかどうか。その説明どおりすり込みは受けなかったかどうか。そこら辺をお聞きしたいんですけども、7番さん、いかがですか。

7番

そうですね、やっぱり最終的というか、メモ、これは冒頭陳述メモだったんで、

判断する材料は、やっぱり証言だったり証拠だったりというところだったので、そこは事前に言われていたので、ちゃんと理解したつもりなんです。ただ、一番最初にあれを見せられて、一番最初の気持ちとしては、やっぱり差が結構つくのかなという。最終的には証拠で判断していったというところではあるんですけども。

司会者

ありがとうございます。6番さん、いかがでしょうか。冒頭陳述の点についての質問なんですけれども。

6番

そうですね、やはり検察官側から出て冒頭陳述というのは本当すばらしいものでしたんで、それに、先ほど申し上げたようにすり込みされてしまうんじゃないかという部分も多少はあるかもしれないんですけども、最終的には弁護人の意見を聞き、結論出したんじゃないかなとは思っております。

司会者

ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

5番

私は、やはりどっちかというところ、検察側が出したものがよくできていたなというふうに思いますし、一方で弁護士の方が出したのは時間がなかったのかなというふうな気もしないでもないんですけども、ただ、それがいいか悪いとかというんじゃなくて、自分ではスタンスはいつもゼロに置いていたつもりですし、その辺のところ、判決に大きな影響が出たとは自分では思っておりません。

司会者

検察官の冒頭陳述は、あくまでもそれは主張で、それがそのまま真実なんだというふうな思い込み、すり込みはなかったという。

5番

自分ではないというふうに思っています。

司会者

ありがとうございます。4番さん、先ほど聞きましたので、3番さん、いかがでしょうか。

3番

僕は、検察側の冒頭陳述は正確に、そしてよりきちつとなされているから、みんなもうほとんど間違いないんだろうと思われると思ったんですけれども、弁護側の話も聞きますと、押しがもうちょっと足りないような気がしたんで、弁護側のほうが。検察側が指摘したものに対する、その弁護側がより真実に近い弁護とか、あるいは被告人をよりカバーというか、しっかり弁護するという、そういうのが少し足りないような気がしたんで、弁護人のもうちょっと力がもっとあればと思いました。

司会者

ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

2番

今、正直申しまして、最初の印象とやっぱり最後の結論というのは、私自身が、10日間の間で証人のお話を聞いて大きく変わった。最初は、余りにも検察の資料が立派過ぎて、弁護側で主張するのは絶対的な証拠がないので、状況証拠がほとんどですので、疑わしきは被告人の利益ということで、そういうところで、そういうふうに私は印象を非常に持っていました。絶対的な証拠がないということで。証人その他のお話を聞いて、それぞれ協議をしての中での自分の判断ということでは、そのプレゼンテーション、資料がよかった。プレゼンテーションは、そんなにうまくなかったと思うんですけども、ちょっとパフォーマンスが過ぎたんです。検察の方の最初3人の方でほとんど演劇のように、それぞれせりふが3人振り分けられていまして、それを延々と聞かされて、ちょっとやり過ぎじゃないかなという印象を持って、逆に私自身は悪い印象を持ちました。ただ、弁護士に非常に素朴さといいますか、そういうのが感じられて、もういろんな証拠とか証人、それから皆さんで協議した内容ということで、ある程度自分の中で最終の結論というのは出せたかなというふうには、客観的に見た判断だったかなというふうには思っています。

司会者

ありがとうございます。1点お伺いしたいんですけども、検察官が冒頭陳述を3人で手分けしてやったんですか。

2番

冒頭陳述じゃなくて、証拠の。

司会者

証拠調べの書類の朗読ですね。朗読を3人で手分けして、パフォーマンスを交え、演技過剰の朗読の仕方をしたという。ありがとうございます。1番さん、お願いいたします。

1番

弁護人とか、そういうのはちょっと私にはよくわからないんですけど、とても言葉巧みにお話はされたということは印象に残っています。それから、これちょっと話、御質問とはちょっと違うかもしれないんですけど、最初の時、裁判官が事実だけを見てくださいというふうに言われたんです。いろいろなことが入ってきますけれど、事実だけを見て、事実だけを聞いてくださいというふうなことが話にあったんですけど、回を進めていくうち、それがとても難しくなりました。というのは、やっぱり自分の感情が入ったりとか、1度聞いたものが頭で消化されていくと、その自分の思いやら何やら経験したことが入ってきて、それが、自分の中です。これは自分の中ですりかわっちゃっているのかなという思いがあって、事実は何れなのかなという見極めることがちょっと難しくなってきたのがあります。ただ、それは、また皆さんで別の部屋に入って話をする中で、そうじゃないんだというのが、ここがまた自分の中で変えていく、変えていくと言ったら変です。事実を見ようとする気持ちになったりとかというのがありました。その中で最終的に決めたという自分があります。

司会者

恐らく裁判官が御説明した趣旨は、当事者が意見を交えることなんです。冒頭陳

述というのは、事実の主張であって、事実だけを述べるべきであるにもかかわらず、意見を交えることがあるんです、事実に対する評価も交えて。そういうときに、そういう意見に惑わされないでくださいと。主張されている事実だけに着目していただきっておそらく裁判官は言ったのではないかなと思うんですけども。ありがとうございます。皆様方のお話をお聞きしますと、確かにプレゼンテーションの技術は、やはり検察官のほうが上なのかなと。一瞬それに惑わされる面はあるけれども、最終的にはきちんと修正できていると。やはり証拠調べの結果に基づいて判断できているという、そういう集約ということによろしいですか。

(裁判員経験者一同うなずく)

ありがとうございます。ここで当事者から御意見をお聞きしたいと思います。手厳しい御意見が出ておりました、瀬戸弁護士が担当した事件ではないと思いますので、別に弁明される必要はないんですけど、どうぞ御意見を。

瀬戸弁護士

意見といいますか、非常に手厳しい評価を受けたのを弁護士会に持って帰って、よく検討しなければならないなというふうには思っていますけれども、ただ今皆さんがおっしゃられている中で、事実を見て、証拠調べの中でよく判断をされているということ、それぞれの方がおっしゃられていると思うんですけども、私からの質問ということで、審理の日程の関係で、証拠調べのスケジュールについてどのように感じられたかというのをお聞きしたいんですけども。

司会者

わかりました。6番さん、いかがでしょうか。証拠調べのスケジュールについてどのような感想を持たれましたかという質問ですけども。

6番

済みません、ちょっと申しわけございません。どういう意味。

司会者

スケジュールがタイトかどうか、そういうことですよ。



瀬戸弁護士

そうです。証人尋問が1日の間に四、五人重なったりすることがあります。適宜休廷をして質問の時間とか設けられてはいるんですけども、ぱっと事実を入れられるわけですから、それをしっかりと考える時間があるのか。あとは、その証人尋問が終わった後での評議等が適宜入れられているかどうかといったところをお聞きしたいです。

6番

裁判長にいつも気を使っただきまして、45分で10分から15分の休憩はとっていただいていますんで、十分に頭をリフレッシュさせて、また次のことに向かうことができましたので、その辺は無理なくできました。ありがたかったと思っています。無理のない形でした。

司会者

本来全員の方にお聞きすべきなのでしょうけど、時間の関係もございますので、2番さん、いかがですか。審理のスケジュールについてどのような感想をお持ちか。

2番

私の裁判のときには、証人の半分が警察官と科学捜査の方ですので、あとは証人と呼ばれる方をたしかお二人か、そのぐらいだったと思いますので、どちらかという証拠は大体もうわかっている、あとは実際に御本人がやったかどうかと、そこに結びつくかというところの結論づけだったように思いますので、私の場合はそれほど時間的に厳しいというふうなことはほとんどなかったと思います。

司会者

ありがとうございます。証拠調べのスケジュールがタイトで困ったと、消化不良になってしまったと、もう少し余裕を持った日程を組んでほしいという御意見の方いらっしゃいますか。いらっしゃらないということでもよろしいですか。

(裁判員経験者一同うなずく)

ありがとうございます。瀬戸弁護士、よろしいですか。

瀬戸弁護士

はい。

司会者

ほかに御感想等はよろしいですか。

瀬戸弁護士

資料作成だとかプレゼンテーションの能力というのは、弁護士会でも適宜研修等で行って、スキルアップの向上をしたいと考えておりますので、それは持ち帰らせていただきます。

司会者

ありがとうございます。では、鶴田検事、どうぞ。

鶴田検察官

資料はよくても、証人尋問とか被告人質問が検察官下手というのはよくこれまでも聞くところなんで、資料づくりに満足せずに、実際の証拠調べ能力を上げていかなきゃいけないなというのがきょうの話でも痛感しました。ちょっと出ていた話で2点。言いわけも含めて、兼ねてありますけど、まず、やっぱり冒頭陳述とか最初の資料で過剰に書いても、結局証拠調べできちんと出ないと、それは破綻していきますし、むしろ非常に後々逆に悪印象になるということも理解しています。なので、我々検察官としては一応過剰なことは書かずに、きちんと立証できる事実をと、書くようにということは冒頭陳述メモのときにも意識しているんですが、きょうのお話を聞いていて、そこをさらに徹底していくべきだろうなということを感じました。あと、証拠調べが何のために行われているのかがわかるかどうかというところの話があって、これ本当今何を調べているんだぞということがよくわかるようにしなきゃいけないなとは感じています。その一方で、ただ、例えば小説とか読んでいて、初めはこれ何のことだろうなというふうに思いつつも、後でどんどん証拠調べが進んでいって、情報が入っていく中で、こういうことを言っていたんだなというふうに自然と流れでわかっていくということもやっぱり証拠調べの中では、そういうの

もあると思いますので、かつ初めから、これがこの証拠ですよというふうになかなか説明しづらいものも証拠の中にはあると思いますので、こちらとしても説明していく中でわかっていっていただければなというふうに考えながらやっているものもあります。けれども、なるべく今何をやっているかということがよくわかるようにする努力をしていかなきゃいけないなということを経験のお話を聞いて感じました。以上です。

司会者

ありがとうございます。ここは議論する場ではないんですが、鶴田検事、やはり今調べている証拠調べがどういう位置づけなのかということがわからないと、なかなか集中力が続かないんです。これは、裁判官でもそうですので、裁判員の皆さんに証拠の内容を理解していただくためには、やはり位置づけがわからないといけません。小説のように、後になって、そうだったのかというのは好ましくないんじゃないかなという気はいたします。もちろん事案の性質上、やむを得ないものがあるということとはよくわかっておりますけれども。それでは、次の質問事項に移りたいと思います。2の(3)と(4)をまとめてお聞きします。論告メモ、弁論メモのことと、論告、弁論の内容です。論告は、検察官が証拠調べの結果に基づいて意見を述べることです。弁論は、弁護人が同じく証拠調べの結果に基づいて意見を述べることです。率直な御感想をお述べいただきたいと思います。5番さん、いかがでしょうか。

5番

論告メモにつきましては、非常に特に検察側についてはよくまとめて、わかりやすく、この被告人に対してはどうなんだという一貫したものがよく出ていたなというふうに記憶しています。一方で、弁護人のほうから出たのが、検察の主張に対する反論として8つとか9つとか、そのぐらいあったと思うんですけども、素人でも、これは全然もうだめよというようなものが幾つかありました。弁護人のほうは時間がなくて、なかなかその資料作成までにはいかなかったんじゃないか。そういう意味

ではかわいそうだなというふうなところもあります。その反面、余計客観的にいろんな角度から見なきゃいけなかったことで、客観的に物事を見ることができたなど自分では思っております。ただ、やっぱりもう少しインパクトのあるような弁論メモが出てほしかったなど。それが出れば、もう少しもっと突っ込んだ評議もできたのかなというふうに思います。ただ、結果として私たちが出した判決は間違っていないかなというふうには思います。

司会者

ありがとうございます。4番さん、いかがでしょうか。

4番

論告メモについては、もう検察側が出されるものですから、全然問題ない。やはり先ほどから出ておりますように、最終弁論のほうです。弁護側から出てくるのが、ここは争点としてもうちょっと強く言うべきではないのかなというのが率直に、客観的に見ていて思うところもあるんですけども、それが出ていないというのがあって、それで弁護士さんのお仕事として成り立つんだろうかというところも実はあったんです。事実、裁判中にかなり争点として言われていたにもかかわらず、最終弁論ではそれがかなり弱い線になっていたの、これは違うんじゃないのかな。これをもうちょっと争点とすれば、ほかの裁判員さんたちにも大きく影響するんじゃないのかなとか感じるような点のある弁論メモだったように感じています。それは、本当にその際、事実として感じますので、もうちょっと勉強していただけたらなどというのがありました。それで、裁判中にどうしてもそういうものが検察官の方にわかって感じているんでしょう。かなり弁護士さんに対する見方が上から目線になっていくんです。態度から、言葉から、かなり上から目線になって。これは、仕方ないのかもわかりませんが、それはやはり違うかな。検察側として、もうちょっと同じ目線で議論していただきたいなという、そんなのを感じたです。ちょっとそれは見づらい、見苦しい点があったように思いますけど。

司会者

ありがとうございます。3番さん、お願いいたします。

3番

今4番さんが言われたのは、僕も同感なんですけども、どうしてもその証拠が調べて、正確な証拠を出しましたよということで、強めになるということは思われますけども、ただ弁護する人もそれなりに被告を最大限の弁護ということを考えるなら、あれはもうちょっと以上に弁護側のほうがより調べもしたり、弁論をよく、また正確に、迫力のあるような弁護が検察側と同じぐらいに、またそれも検察側へも、これぐらいでも弁護側としてはそれをあれを弁護するんですから、そのぐらいの迫力も出てもよかったかなと思って、ちょっとそれがもう少し足りないな、弁護のほう足りないなという感じがいっぱいです。

司会者

ありがとうございます。挙手された4番さん、どうぞ。

4番

済みません。先ほどのその争点についてのことなんですけど、弁護側が非常に最終弁論で弱かったということなんですけども、それは弱かったら終わっちゃったということではなくて、最終的に皆さんで評議をする段階で私も意見を述べさせていただいて、きちんとそれは争点として評議はしていたということで御理解いただきたいと思います。

司会者

弁護人の力量の足りないところをちゃんと評議で補って公平に検討したということですね。ありがとうございます。2番さん、お願いいたします。

2番

私の場合、先ほどもお話しさせていただきましたけども、量的な面は検察のほうのはるかに弁護側よりも多かったということはありません。これ弁護側としては、疑わしきはというのがございましたので、少ないのはやむを得ないかなということで私も判断したと思います。

司会者

ありがとうございます。1番さん、お願いいたします。

1番

私も2番さんおっしゃったように同じ裁判だったものですから、その量的なこととか、弁護士の方、検察の方とは2番さんと同じ意見です。それで、またごめんなさい、思い出したように言うんですけれど、今の御質問とはちょっと違うかもしれないんですけれど、弁護人と被告が同じテーブルに並んでいたということがとても違和感というかな、何か仲よしこよしでお話をされていたというのがとっても気になったというか、印象的でした。

司会者

アメリカの法廷ドラマなり法廷映画をごらんになるとおわかりだと思っんですけど、アメリカの場合は裁判官の前に対面するように検察官、弁護人はそれぞれ左右に席をとるんです。弁護人の隣に被告が座っています。ですから、1番さんの言われた座り方をするのは、ほかの国と比べてみると、決して珍しいことではありません。むしろ多いのかもしれない。7番さん、お願いいたします。

7番

最終弁論とかというのでも、やっぱりみんなに戻って、本当にこの証拠は何かというのには十分に話はできたと思いますので。

司会者

説得力、わかりやすさという意味で検察官と弁護人との間に違いがありましたか。

7番

わかりやすさで言えば、やっぱり検察官のほうがわかりやすいのかなというのはありましたけど。

司会者

7番さんの担当された事件では、結果的に一部認定落ちといいまして、検察官の主張が認められなかったんですね。無罪ということにはならなかったですけども、

検察官が主張していた犯罪事実が一部認められないという結果になっていますね。

7番

はい。

司会者

その辺は、特に弁護人の弁論がわかりにくかったということによって、影響を受けずにきちんと公平に判断したということになるんですか。

7番

はい。評議をして決めたので、本当に惑わされたということはないです。

司会者

ありがとうございます。6番さん、お願いいたします。

6番

量的には適切だったと思われます。検察側から出された冒頭陳述メモ、論告メモも非常にわかりやすく、先ほども申し上げたんですけど、図解式、カラーもつけていただいて、あとディスプレイ表示も併用していただいたんで、視覚的にもわかりやすく大変よかった。量的には適切だったと思います。

司会者

弁護人の弁論はいかがでしたか。

6番

弁護人は、非常に熱血漢あふれる弁護人の方だったんですけども、そちらも十分に伝わりましたし、評議の際にも話題にも上っていましたので、とても好印象、好感持てる弁護士さんでした。

司会者

6番さんの担当された事件では、弁護士さんの力量も十分にあって、わかりやすい、説得力のある弁論されたということですね。

6番

そう思われます。

司会者

ありがとうございます。では、論告、弁論に関する皆さんの御意見を踏まえて、瀬戸弁護士、いかがでしょうか、御感想なり御意見ございますか。

瀬戸弁護士

そうですね、説得力、インパクトのあるような形での方法というのは検討していかなければならないことであって、その中でも、こちら、弁護士、検察官、双方の意見を聞いた上で審理で出た証拠に基づいてよく検討されているということは今の7名の方のお話を聞いてわかるころではありました。迫力に欠けていたという指摘もありましたので、その点はプレゼンテーションの能力の問題で、個々の弁護士だけではなかなか難しいところもありますので、研修なり会として取り組む必要があるのではないかというふうに感じております。

司会者

ありがとうございました。鶴田検事、どうぞ。

鶴田検察官

お褒めの言葉が多かったんだけど、おごることなく、かつそもそもの証拠の中身を本当充実させていく、立証をきちんとやっていくということを感じました。

司会者

ありがとうございました。次の質問事項に移りたいと思います。お配りした質問事項の3の(2)と(3)について伺いたいと思います。評議の際に法律用語の意味について十分に理解した上で参加することができましたかということが1つ。もう一つは、証人や被告人の話の信用性を判断するのが難しかったですかという質問でございます。4番さんからお願いしてよろしいでしょうか。

4番

法律用語等につきましては、プロの裁判官の方々の説明が非常に丁寧でしたので、何ら問題はなかったと思います。それから、証人や被告人の話の信用性の判断ですけども、これはやっぱり個々皆さん、生活状態、いろんな環境で来ていますので、



感性って大分違うと思うんですけども、その辺につきましても自分の目で見て、耳で聞いて判断をするということで、余り難しくはなかった。ただ、ずっと長いこと、何十年というプロの方々の経験と初めて携わる人間との、ギャップをどうしても感じて、長くプロとしてされている裁判官の方々は、例えば、そうですね、量刑を決めるときのことになるかと思えますけども、大体組織犯罪で大勢の人がかかわっていて、大勢の人がすでに刑が確定をしているというときに、その後から刑が決まっている人の場合に、おおむねこのぐらいが妥当なのかなというものができちゃうかなというのがプロの方々の頭の中ではないのかな。私たちは、その一件一件が初めてのことですから、新たにそこから積み重ねて考えていくものですけど、その辺の思いというのが、もしかしたらプロの方々にはあると。長い裁判、審理の日程が経過していきますと、その辺のニュアンスが直接的な影響は全く受けていないんですけども、何気なく過去の判例とか事例とか、やはりそういう参考になることを教えていただくことがありますので、そういったことから、もしかすると、少なからず幾らかの影響は受けてしまうかなというのを感じていたんです。かといって、じゃそれを私は影響を受けずに判断しようということで判断しておりますので、何ら問題ないんで、多分皆さんもそうだったと思えますけども、その影響がどうしても、その1つの単独の事件だと、そういうことって意外と少ないかもしれないんですけど、組織犯罪のように多くの人がかかわったときに、それが特に出てくるのかなというのを感じております。

司会者

ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

3番

僕も組織でやったことなんで、組織のその中の一員を裁判するという点については、個人の裁判するのと違って、何かしらあれがあるのかなという疑問の点もありました。その自分がどう判断すればいいかなという疑問の点もありましたけども、ただ皆さんのいろんな意見を聞いてみまして、それで、なるほどなという感じを

抱いたので、自分なりにきちっとした判断ができたと思います。

司会者

ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

2番

私、法律用語のところにつきましては十分説明を受けまして、それほど難しい法律用語はなかったかと思うんですけど、ただ証人の方がドクターの方でいらっしゃるって、病名の理解がちょっとなかなかすぐできなかったというところがございました。その辺は、いろいろと質問した上で自分なりに理解はできたつもりなんですけど、そのぐらいかなというところでした。あとは、被告人のちょっとお話を多少弁護人の方がとめるとか、そういうので非常に印象が変わったというところはございますけども、それほど難しくはなかったかと思います。

司会者

弁護人が被告人の話をとめるって、どういうようなところでとめるのでしょうか。

2番

発言をしようとしたときにとめたという記憶をしております。

司会者

それは、悪い印象になったということですか。

2番

そうです。

司会者

ありがとうございます。ドクターの話ですけれども、精神科医が来られて、話をされたということですかね。専門家、特にその精神科医の話はなかなか理解しにくいところがあるということになりますかね。ありがとうございます。1番さん、お願いいたします。

1番

私もその法律用語については、その都度説明を受けたので、それは理解できたと

思っております。証人や被告人の話の信用性ということに関しては、今ドクターの証人のことが出ましたけれど、そのドクター、先生の判断というか、実際に会わないで判断することもある、被告人に会わないで、診断をしないで、診断っていうんですか、問診をしたり、いろいろしないで病名を判断するというところもあるということをお聞きして、えっというふうには感じました。何かいろいろな刑事とのやりとりの言葉のあやとかで病名を、ちょっとごめんなさい、うまく言えないですけど、実際に、まず会って話をしないで病名を決めるということもあるんですよということがとても印象的でした。2番さんがおっしゃったように、とても難しい言葉がやっぱり出てきました。同じような病名がたくさんあって、それが全部一つ一つ違うんだよというような説明も受けたかと思うんですけど、そこもちょっと理解というか、うまく自分の中に入れてこなかったものがありました。

司会者

ありがとうございます。7番さん、いかがでしょうか。

7番

法律用語のほうは説明してもらったんで、やっている最中は理解できました。今となってはちょっと微妙なところなんですけども。被告人と証人の話の信憑性というのは、結構いろいろ証人が出てきて、違うことをみんなばらばらなことを言っていたので、本当にだれが本当のことを言っているのかというのが判断しづらかったですね。みんな嘘言っている可能性もありましたし、だれかが合っているのかもしれないということもありましたし、本当にちょっと難しかったです。組織的犯罪で証人がいっぱい出てくるというのは、逆にわかりにくいという感じでした。

司会者

ありがとうございます。6番さん、いかがでしょうか。

6番

法律用語については、十分わかりやすく説明していただいたんで、大変理解できました。評議にもそれを生かすことができたと思います。あと、証人と被告人の信

用性ですか、先ほども何度も申し上げているんですけど、やくざさんが20人ぐらい登場するもので、組の上下関係ですとか、その他、組織のそういういろいろなことがございますので、その辺において一人一人の証人、被告をどのように信用していけばいいかというのは理解に大変悩みました。

司会者

ありがとうございます。最後に5番さんなんですが、5番さんの担当された事件は実行犯の証言の信用性がまさに核心になる事件だったので、いろいろお考えになったと思います。お願いいたします。

5番

特に私が注意していたのは、随分証人が出ました。その中で、やはり一貫性があるかどうかというところを特に自分では注意して聞いていました。いろんな質問が出るんですけども、本当に同じような質問が何回も出たこともありますけども、その中で本当に証言がぶれていないのかどうか、その辺のところをよく注意していたと自分では思います。その結果、いろんな疑問が一つ一つ解決されていって、結果、判決になったというふうに考えております。割とやりやすかったかなというふうに自分では思います。

司会者

判断自体は重いものであったけれども、それほど困難は感じなかったという理解でよろしいですか。

5番

そうです。

司会者

ありがとうございます。先ほど4番さんから、きょうの直接のテーマではないんですが、量刑について裁判官があらかじめこの辺だろうという、感覚を持っていて、暗に誘導されたという、そういう話があったものですから、ほかの方にもお聞きします。いかがでしょうか、裁判官から誘導された、あるいは暗に誘導されたという、

そういうお感じを持たれた方はおられますか。

4 番

誘導されたという事実はないんです。

司会者

済みません、私の要約がまずかったですね。

4 番

直接的に誘導されたとか、直接的に影響を受けたということではなくて、そういうものが1つでき上がっている、頭の中にある。そうすると、そのことが過去の事例とか判例とかを説明していただいて、伺っているうちに、この担当した事件の量刑はこのぐらいになるんじゃないかというような、何かそういうニュアンスを受けるといえることです。直接的な影響は全くございません。

司会者

暗示されたという感じですか。

4 番

いや、そこまでの強いものではなく。そこまでも全然いかないです。ただ、何となくニュアンスの中におってくるというような、そのような感覚です。非常に微妙なんですけど。

司会者

ありがとうございます。非常に4番さんに好意的な言い方をしていただいたんですが、私から端的にお聞きします。暗に誘導されたという、そういう感じを受けられたかどうか、7番さん、いかがですか。

7 番

ないです。

司会者

6番さん、いかがですか。

6 番

ないです。

司会者

5番さんはいかがですか。

5番

ないです。

司会者

3番さん，いかがですか。裁判官から暗示を受けた，あるいは暗に誘導された，そういう感じを持ったということがございましたら。

3番

いいえ，ないです。

司会者

2番さん，いかがですか。

2番

過去のいろんな判例っていいですか，それに基づいて多分ここからこの範囲ではないかというようなことがありましたので，その範囲の中で決めなきやいけないのかなということは感じました。

司会者

1番さん，いかがでしょうか。

1番

私は，特にありません。

司会者

ありがとうございます。量刑につきましては，本日の意見交換会のメインのテーマではございませんので，この辺で次の事項に移らせていただきたいと思います。その前に評議の話をお聞きしましたので，松岡裁判官から何か感想があれば。

松岡裁判官

先ほど法律用語の関係，それから証人の信用性の判断の話というのがありました

けども、法律用語、非常に説明が難しく、私どもも理解が十分じゃないところもあって、その都度勉強してお答えしているというのが実情です。私のやった事件では共犯からの離脱の問題とか、あるいは幫助が認められるでしょうかというのがあったんですけども、お互いに利用し合って犯罪をしているんだけど、この場合にはどうでしょうかというような形で、なるべくわかりやすい言葉で、それからこの行為はこの犯罪に役立っているんでしょうかというような形で、それをなるべく具体的に事案に即して、この場合どうでしょうかという形で問題提起をさせていただくような形で臨んだという記憶です。それから、あと信用性の判断につきましては、次回から証人尋問に入りますけども、一般的に人の話って、どういう場合に信用できますかと、あるいはできないんでしょうかということで、それぞれ裁判員の方に、自分はこういう観点で見ているというのを出し合ってもらって、証人尋問のときに、じゃその点を注意して聞いてみましょうかという形で聞いていったかと思えます。そのように、なるべくわかりやすいというんですか、その聞き方のポイントとして、そういう問題提起をさせていただいて証人尋問に臨むようにしておりますので、引き続き今後もそういう形で、なるべく証人尋問のポイントとか、あるいは判断のポイントなどをわかりやすいような形で、なるべく審理に参加していただくようにしていきたいと思っております。

司会者

最後の質問事項に移らせていただきます。4の守秘義務についてです。(1)と(2)をまとめてお聞きます。守秘義務についての裁判官の説明がおわかりいただけたかどうかということと、守秘義務を負うということについて負担感をお持ちになっているかどうかをお聞きしたいと思います。それでは、3番さん、いかがでしょうか。

3番

守秘義務については、みんなの個々一人一人がみんな基本的人権において生活しているんですから、守秘義務は当然みんなが心得ていると思いますので、守らないといけないとか、それは無鉄砲なことしかしないのとか、そんなことはなく、きち

っと守秘義務は守られるようであればならないかなと思っています。

司会者

特に御負担にはなっていないという理解でよろしいですか。

3番

はい、なっていません。

司会者

ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

2番

守秘義務といいますと、どうしても話していいことと話してよくないことってあるんでしょうけども、私、ある程度もうちょっとやわらかくしてもいいのかなと思って。裁判員になることに対する抵抗感って皆さん持っていると思うんです。でも、いい経験になるということでは、そういうのを周りの方にもうちょっと気軽に話して、もしそういうときにはぜひ受けたほうがいいよとか、そういうことがもうちょっと気楽に言えればいいかなというふうに考えております。ですから、もうちょっとその辺のところを緩めてもいいんじゃないかなというふうに思います。どうしても守秘義務なんて言いにくいことがやっぱりあるものですから、そうすると突っ込まれると言っちゃいけないこともありますんで、どうしても言えないということがありますので、もうちょっと周りの方がいい経験になりますから、気軽ということではないんでしょうけども、引き受けられるように経験者がそういう訴えることのほうがより理解していただけるのかなというのがあると思います。

司会者

裁判官から一般的な感想はお話しになっていただいて結構です。むしろ話していただきたいということを御説明していると思うんですけども、その説明というのはいわかりにくいかなという感じですか。

2番

要するに、言っちゃいけないことあるんです。どうしてもやっぱりそうすると、



言っていることと悪いことの区別するのがちょっと大変なので、余り発言できなくなってしまふということがありますんで、もう少しハードルを、具体的な被告ですとか、そういう個人名は別にしまして、ある程度のことをもうちょっとハードルを下げただけであれば、ちょっと話しできるかなというふうに思うんですけども。

司会者

評議の際にだれがどういうことを言ったかとか、評決の内容、あるいは事件関係者のプライバシーにかかわることになれば、話していただいても大丈夫なんですけど、やはり選別が難しいので、もう全部しゃべらないことにしておこうという感じになりがちだということですか。

2番

そうです。

司会者

ありがとうございます。1番さん、いかがでしょうか。

1番

守秘義務については十分理解できました。それと同時に、この裁判員になった私達もプライバシーが保護されているなというのを痛切に感じました。

司会者

ありがとうございました。負担感はいかがですか。守秘義務を負うことについての負担を感じられますか。

1番

私はそんなには。ガイドブックがありましたよね。それをちょっと見たりして、ちょっと自分でも判断をしたりしたので、そんなに負担にはならなかったように思います。

司会者

ありがとうございます。7番さん、いかがでしょうか。

7番

守秘義務については理解できました。この負担というのは、やっぱりやっている最中というんですか。やっている最中に週に1回だけ会社に行くという状況だったので、それが三、四週間続いて、逆に周りの人がすごい気使ってくれているのがわかったんです。やっぱり多分守秘義務があるというので、会社の人にも聞けないですし、聞かれたとしても言えないですし、それなんでやっぱりこっちも休みをお願いさせてもらっている立場の人間なんで、会社の人には、何も言えないですし、ちょっと申しわけないかなというような形でした。終わってからは、本当に守秘義務に反しないところについては、こういうことをやってたんですというのは話せたので、終わってからは全然何も感じなかったですけど、やっぱりやっている最中は周りの人にちょっと申しわけないなという気持ちがありました。

司会者

ありがとうございます。6番さん、いかがでしょうか。

6番

守秘義務については理解できました。守秘義務についての負担というのは別にありませんでした。会社でも、部署によるんだと思うんですけど、最初のころは結構聞かれましたけども、後のほうになったら、別に何も聞かれなくなりました。会社には、おれ必要なのかというぐらい何も聞かれなくて。ですから、別に負担にもなりませんでした。家族の中で会話の中で多少守って話もすることができましたし、会社、家族、それから裁判と切りかえてやることができましたので。

司会者

ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

5番

守秘義務についてはよく理解できました。ただ、長期間にわたって会社を休んだ関係で、やはり何しているんだろうという、上司はもうわかっているんですけども、部下とか、あるいはパートの職員さんなどは何でいないのと、この忙しいときにと  
いうふうなところで、やはり裁判員で行っているんだということぐらいは言っても

いいって、そういったところまでは持っていってもらえたら、もっと会社、社内でも理解が得られたんではないのかなと。忙しいから、何でいないのじゃなくて、忙しいにもかかわらず、行って大変だねというふうな見方にはなるんじゃないかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。4番さん、お願いいたします。

4番

私が経験させていただきました上では、守秘義務という言葉が実はひとり歩きしているように感じております。実際に私、裁判長さんからいろいろ御説明受けたときに思ったのは、自分たちが評議をする席の内容はしゃべってはいけない。それは守秘義務があると。多分その辺だけのことではないかと思うんです。あとは、ほとんど全部オープンにできることではなかったかと思います。公判中のことは、すべて傍聴席にマスコミの方、関係者来て公開されている話ですし、それから判決につきましたも新聞で報道されていますし、私たちが何ら隠すものはない。裁判員になっていること自体も黙っていなければいけないということは全くありませんし、守秘義務というのはほとんど実は私は感じておりませんでした。しゃべっていけないのは公判終わって私たちが評議している内容だけなんだなというふうに理解しておりますので、そういう意味では十分に理解し、その日程を消化し、今現在1年間たってからも、逆にこれをいろいろな方に説明、話をして、最近しているんです。やはり話をしていきますと、裁判員制度をほとんど理解している人がいないんです。誤った解釈している人が非常に多くて、それを何か、そうですね、説明してほぐしていくというような今感じがしていますので、逆に今はオープンにしゃべっているということでもあります。

司会者

ありがとうございます。それでは、最後にもし差し支えなければ、無理なさらないで結構なんですが、5番さんは大変重い判決にかかわれたわけですので、その精

精神的負担などをもし話していただければ幸いです。

5番

特に自宅で、夜明けといたしますか、夢といたしますか、よく目が覚めたんです。それで、やっぱり評議室で話はあった中で、やはり自分なりに話にはできたなとは思いますが、この辺に疑問があるなというような、そのところが頭に残っているんでしょう。それで、朝、明け方2時、3時、あるいは4時、5時に目が覚めて、あの件どうだったんだらう。これは結論出していいのかどうかとか、あるいは本当にこれでいいのか、もう一回、次回に聞いてみようとかというようなところというのは随分ありました。そういう意味では、いい経験をさせてもらったということと、今後に活かしていきたいというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、余り時間がないんですが、弁護士、検事から簡単に感想をお願いできますか。まず、瀬戸弁護士からどうぞ。

瀬戸弁護士

今回こういう場に立ち合わせていただきまして、弁護活動として非常に不十分な点、それはもう重々前から承知はしているんですけども、足りない点というのはよく再認識することができました。長期にわたる審理の中での精神的負担というのもお聞かせいただきましたので、その点も考えながら活動していきたいとしたいと思います。

司会者

ありがとうございます。鶴田検事、お願いします。

鶴田検察官

皆さん、本当に証拠裁判主義を意識して、公平な判断することを強く意識されているんだなということを実感しました。今後公平にこちらの証拠を示して、立証する能力を、スキルアップしていく必要があるなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございます。では、本日記者が来られていますので、どうぞ記者の方

から御質問ありましたら挙手をお願いできますか。では、どうぞ。

埼玉新聞記者

埼玉新聞です。本日はありがとうございました。今3年たちまして、これから裁判員制度について見直しをしていくということで、裁判員法にも書いてあるんですが、皆さん、御参加されて、もしこういうところをこうしたほうがいいんじゃないかとお感じになったことがあったらお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

司会者

どなたにお聞きしますか。

埼玉新聞記者

では、4番さん、5番さんにお伺ひしてよろしいでしょうか。

司会者

お願いいたします。では、4番さん。

4番

実は、今後のことにつきまして、非常に難しく、私は今の制度で十分なのかと思っております。ただ、理解されていないという、先ほどもちょっと言いましたけども、一般の市民の方々にこの制度の趣旨とか、それからシステムとかがほとんど理解されていないふうに思います。多分理解しているのは経験した人だけではないでしょうか。そこで、この裁判員になりたがらないという人が多いというのは、その辺にもあるんじゃないかと思うんです。例えば時間的な制約のことを余りおっしゃる方いないんです。一般の方です。何を一番言うかといいますと、責任が重いとか、それから私にはできないとかいう方がほとんどなんです。多分に時間に拘束されるから嫌だという方は私の周りにはほとんどいないです。ですから、大体裁判員制度で私が伺っているのは、3日から1週間以内に終わる裁判がほとんどで、日数もそれほどかからないというふうに聞いていると。私たちが担当したものがたまたま非常に長いもので、そういったものもないという話ししますと、なるほどという

ふうに、もうすぐ流れていきますし、責任の問題を一番感じている方がいらっしやいますので、それもいろいろ私話ししていきますと、大体の方が理解していただけますので、まずその理解の周知を徹底していただけるのが今一番じゃないかと思えます。制度そのものは、今ので私は十分かと思えます。

5番

私は、やっぱり長かったもんですから、どうしても集中してやるという、これはなかなか難しいことなんでしょうけれども、もう少し期間を長く持ってもらったら、よりありがたかったなどというふうに思えます。かなりやはり集中して会社を休んだことによって、自分でやらなくちゃいけないことというのがかなり残っておりまして、それを解決するまでに、やはり随分時間がかかってしまったんです。それは、やはり自分でしかできない、あるいは自分が今担当している事務を自分しかできないという問題がありますんで、そういう意味ではもう何日かかっていきますか、今日の数よりも倍ぐらいの期間を設けてやっていただくことによって、たまった仕事がクリアできたのかなというふうに思えます。かなりやはり会社の中では負担がふえてしまったし、自分でもそれをクリアするのも大変だったというふうに思えます。それから、私たちが担当していた6人の裁判員については、年齢構成若い人が何人かいて、あとは50代、それから60代の方もいました。その中で、やはり判断というのは、いろいろその年代によっても違ってくると思えますので、できれば、できれば年齢とか、年代ですね、年代、それから職業、これも難しいことなんでしょうけれども、そういったところからいろんなところから意見を聞くというふうなところも考えてもらってまた違った結論、結果が出るんじゃないか。より公平な裁判員制度というものが運営できるんじゃないかなというふうに思えます。

司会者

よろしいですか。ほかの方どうぞ。

朝日新聞記者

朝日新聞です。本日はありがとうございました。先ほど、今の5番さんのお話の

中で少し出たんですけれども、ちょっと日程の件で1つ伺いたいことがあります。日程というか、スケジュールの件ですけれども、先ほどの話の中でも6番さん、7番さんあたりがいろんな登場人物がいて、証人尋問で、関係とかがよくわからなくて、それで判断に困ったようなお話もしていたんですけれども、そのあたりでもっとその人間関係を、登場してくる人間関係を整理したいとか、そういうのに時間をかけてほしいとか、一度話を聞いて、どんどん話、いろんな人の話といううちにまた疑問が生まれてきてしまったとか、そういった悩みとか苦労はございませんでしたでしょうか。そのあたりを6番さんと7番さんに伺えればと思います。

6番

済みません。検察側の出していただいた資料、冒頭陳述メモとその他が非常にわかりやすく図解、図式で何々団、暴力団を初め、枝分かれしてきちんと示していただいて、色分けもしてありましたし、実行犯がどういう形というようなのも、それから役職、いわゆる若頭だ何だって、そういったものをきちんと明記されておりましたので、非常にわかりやすくなっておりましたので、その辺は、よく理解することができましたので、ありがたかったです。

7番

私も図式で上下関係とかというのはとてもわかりやすかったです。どうつながってというのは、その辺はわかりやすかったんですけど、話がみんな違っているんで、どこをどう判断するのかというのがやっぱり、上下関係とかその辺も含めてなので、難しかったのは難しかったです。ただ、上下関係を理解するのは図式があったので、わかりやすかったです。

司会者

よろしいですか。先ほど手を挙げられた方どうぞ。

テレビ埼玉記者

テレビ埼玉です。きょうはありがとうございました。有罪か無罪かを定めるだけでなく、刑の重さについても決めなければいけないということに関して精神的など

いいですか、心理的な負担があったかどうかということに関してお伺いしたいんですが、2番さんと5番さん、お願いいたします。

2番

量刑に関しましては、裁判官からの御説明で、何年から何年の過去の判決がありますというところで御説明がありましたんで、それほど私としては悩まなかったかなということなんです。思い出しても難しくなかったと思います。

5番

私は、冤罪というところを物すごくやっぱり意識をしまして、もしこれが冤罪だったらどうなんだろうというところは、かなりやはりいろんな点で質問したり、あるいは説明を受けたりをしました。そんな中で、結論というのはかなり重い刑だったんですけども、それについてはまず冤罪じゃないということ、それから問題が一つ一つ解決できたということ、それによって判決が出るというふうなところまでは、特に難しいというところはなかったです。ただ、最初に申し上げましたように、こういう制度の中でそういうふうな刑は出たわけですけども、裁判員はやはりあくまでも助言という立場にとどまり、最終的に裁判官の方に結論を出していただくというのが私はいいかなというふうに思います。

テレビ埼玉記者

今量刑を決めるところまで皆さん行うわけですが、もし有罪か無罪かだけを決めるのと量刑も決める、どちらか選べるとしたら、どちらを選ぶかというのをすべての裁判員経験者の方にお話を伺いたいんですが、よろしいですか。

1番

難しい質問です。有罪か無罪を決めたら、量刑も決めたほうがいいかな、決めたほうがいいって言い方変ですけど、何かセットのような気はするんですけど。ちょっとわかりません。わかりませんって言い方変ですね。そういうふうに私は思います。

2番



私は、有罪、無罪だけで裁判員はいいのかなというふうな感じを持ちました。

### 3番

僕は、有罪か無罪かって決める判断は非常に重いものだなと思いますし、無罪のほうがいいんですけども、もし事由があれば、これは当然有罪でなければならないと思うし、それについての罪になる期間などは前がどのぐらいとか、あったかなというものがなければ自分ではどれぐらいにしたほうがいいかなということは大変な判断だと思いました。

### 4番

裁判の内容によって違ってくるんです。私が担当したときは、被告人は認めているんです。有罪を認めているんです。量刑を争うようなことだったと思うんです。ですから、それで争点変わってきますので、一概には言えないかと思いますが、総体的に私思いますのは、やはり有罪か無罪かを争い、量刑はプロの方にお任せするのがやはりベターかなって。非常に量刑、私の場合は量刑を判断する裁判になりましたので、非常に悩みました。やはり過去の判例、事例が当然参考になってくるんでしょうけども、そこにプラスアルファするか、マイナスにするかという、そこになりますと、個人的なもう感性の問題になってくるので、その感性が入っていいのかどうかというのは非常に疑問なところがありましたので、有罪か無罪を結論出させていただくだけのほうがいいかなというふうに思います。

### 5番

私は有罪か無罪かだけを出すのがいいと思います。一方で、何か月か前ですか、有罪になったんですけども、検察が何年と言ったときに、その何掛け、7割とか6掛けで大体過去に決められていたというふうなことをちらっと新聞で見た経緯があるんですけども、やはりそこには裁判員が参加して初めて一般市民の意見として求刑よりも重い結果が出たというのがあったように思うんですけども、そういう意味ではその辺のところも1枚かんで、こういうふうに思いますというようなところを助言として与えるべきものであるなというふうに自分では思います。

6 番

先ほどもちょっと出ていたんですけども、法律、裁判に携わる方が判定されるのが一番かと思うんですけど、一般市民も参加しての裁判員制度ということで、有罪、無罪決めるプラス量刑も裁判員で決めるという形で、今の形ではよろしいんじゃないかと思えます

7 番

私の場合は、有罪、無罪も量刑も含めて決めたほうがいいのかなど。量刑も含めてでないともそもそも裁判員制度を入れる意味もそこまでないのかなというふうなふうに感じました。

司会者

よろしいですか。それでは、これで本日の意見交換会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。お疲れ様でした。